

掲示における重要事項説明書のW e b 掲載について

令和7年度尾三地区介護保険指定事業者合同研修会

目次

- 改正の概要・背景
- 掲示しなければならない重要事項
- ウェブサイトへの掲載方法・まとめ

掲示における重要事項説明書のW e b 掲載について

○ 改正の概要

令和6年度介護報酬改定により、令和7年4月1日から各事業の指定基準（※）に記載のとおり、**重要事項説明書のウェブサイトへの掲載が義務化**となりました。

そのため、ウェブサイトへの掲載が確認できない場合は、運営基準違反として指導の対象となります。

※（例）居宅介護支援の場合は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第22条第3項

○ 改正の背景

利用者やその家族が、介護保険サービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイト上で簡単に確認・比較できるようにすることで、個々のニーズに合った適切な介護保険サービスを選択できるようにするため。

掲示における重要事項説明書のW e b 掲載について

○ 掲示しなければならない重要事項

- 運営規程の概要
- 勤務体制
(職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、氏名まで掲示する必要はない)
- 事故発生時の対応
- 苦情処理の体制
- 提供するサービスの第三者評価の実施状況
(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)
- その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

(注意) 改正以前の①事業所の見やすい場所への掲示、又は②いつでも自由に閲覧できる場所への備え付けは必要。

掲示における重要事項説明書のW e b 掲載について

○ ウェブサイトへの掲載方法

- ・ 法人のホームページ等
- ・ 介護サービス情報公表システム

(全国の介護サービス事業所の情報を、インターネット上で自由に検索・閲覧できるシステム。
厚生労働省が設置し、都道府県や指定都市が運用している。)

○ まとめ

重要事項説明書について、その内容、ウェブサイトへの掲載有無を再度事業所内でご確認いただき、掲載していない事業所は、早急に掲載をお願いします。

参考資料

- 社会保険研究所「介護報酬の解釈 2 指定基準編 令和6年4月版」
- 社会保険研究所「介護保険制度の解説〈法令付〉 令和6年度版」
- 厚生労働省HP「介護サービス情報の公表制度」

URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>

ありがとうございました